

令和3年度スポーツ大会開催支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 第72回国民体育大会（以下「えひめ国体」という。）の成果を継承、発展させるため、県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県外選手が参加するスポーツ大会の新規開催に要する経費に対し、予算の範囲内でスポーツ大会開催支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、各種競技団体によるスポーツ大会の開催を促進し、もって本県の競技スポーツ振興やイメージアップ及び地域活性化を図る。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付を受けることができるスポーツ大会（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) えひめ国体実施以降に新規開催されたもの又はえひめ国体リハーサル大会若しくはこれに類するものとして新規開催されたもの
- (2) 別表に掲げる競技に係る公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟団体が主体的に実施するもの
- (3) 実施しようとする競技の国内競技連盟から公認又は後援を受けたもの
- (4) 第1回目となる大会から数えて3回を超えないもの

(補助対象事業の区分)

第3条 補助対象事業の区分は、次号のとおりとする。

- (1) 全国及び海外から一定規模のチーム又は選手が参加する競技会（以下「世界規模大会」という。）
- (2) 全国から一定規模のチーム又は選手が参加する競技会（以下「全国規模大会」という。）
- (3) 中国・四国地区又は西日本エリアから一定規模のチーム又は選手が参加する競技会（以下「西日本規模大会」という。）
- (4) 四国他県から一定規模のチーム又は選手が参加する競技会（以下「四国規模大会」という。）

(補助対象外事業)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とした事業
- (2) 興行的要素の強い事業
- (3) 本県から他の補助金等（本県からの原資による補助金等を含む。）の交付を受ける事業

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は次の表のとおりとする。

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
世界規模大会	左記の事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びにその他知事が必要と認める経費	3分の1以内 (補助金額は千円未滿切り捨て)	100万円
全国規模大会			50万円
西日本規模大会			30万円
四国規模大会			10万円

(補助事業者)

第6条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表に掲げる競技に係る公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟団体
 - (2) 上記(1)及び市町又は民間事業者等を構成員とする実行委員会
 - (3) その他、補助対象事業を開催等する者で、知事が適当と認めたもの
- (補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽

微な変更を除く。)

(2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更
(補助事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業完了後、補助対象事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに補助対象事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第7号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

2 第7条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を減額して報告しなければならない。

3 第7条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額(仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条に規定する精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第15条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助対象事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第11号)に、概算払を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ
